

「農地の除染の適当な方法等の公表について」の概要

1 農地除染の基本方針

- ・ 生産活動を行う農業者や近隣で生活する者に与える影響(外部被ばく)を可能な限り引き下げること並びに農業生産を再開できる条件の回復及び安全な農作物の提供を目的とすることを基本目標とする。
- ・ 具体的には、推定年間被ばく線量が20ミリシーベルトを下回っている地域において2年後までに50%減少、長期的には1ミリシーベルト以下になる程度に空間線量率を引き下げること为目标とする。
- ・ また、農作物の移行低減のため、土壌中の放射性セシウム濃度を可能な限り低下させる。

2 農地の除染方法

- ・ 耕起されていないところでは、土壌中の放射性セシウム濃度等を考慮した上で、表土削り取り、水による土壌攪拌・除去又は反転耕等の手法を選択。
- ・ すでに耕起されているところでは、放射性セシウムは耕起によって作土層全体に攪拌されていると考えられるため、反転耕又は深耕等の手法を選択。

3 その他留意事項

以下に係る留意事項を記述

- (1) 除染作業における安全の確保
- (2) 廃棄土壌の処理について
- (3) 農業生産の再開に向けた地力の回復
- (4) 除染効果の確認
- (5) 雑草の処理
- (6) 永年性の農作物が栽培されている農地
- (7) 生産過程における土壌から農作物への放射性セシウムの移行の低減